

山口市営小集落改良住宅入居者選考委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市営小集落改良住宅条例（平成17年山口市条例第198号。以下「条例」という。）第4条第3項の規定に基づき、同条第2項の場合に、条例別表に掲げる小集落改良住宅に入居させる者の選考について協議をするため、山口市営小集落改良住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会において委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 十王町内会役員
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員に伴う補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 委員会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、市の職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け議事を整理するほか、会議に出席して意見を述べることができる。

4 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部建築課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長の承認を得て、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。